

# 「相談できなくなったら、どうすればよいのか…」の声多く 税務相談停止命令制度の創設を許さない

各班・支部で確定申告相談が行われている中、長岡民商は今春、次の3つの署名に取り組んでいます。

- ① 納税者の権利擁護を求める緊急署名
- ② 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願署名
- ③ 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対します

いずれも私たちの営業と暮らしに密接にかかわる重要な署名であり、悪政・暴政に反対する重要な署名です。

このうち、**①納税者の権利擁護を求める緊急署名**はインボイス制度の実施中止、消費税5%への減税とともに、「税務相談停止命令制度」を創設しないことなどを求めています。

税務相談停止命令制度とは、納税者が仲間同士で行う税務相談を財務大臣が停止できる制度（税理士以外の税務相談の停止などを財務大臣が命令できる制度）です。この制度は、納税者が自ら納税額を申告し納税する申告納税制度を揺るがし、納税者の権利を否定しています。民商運動の弱体化を狙った、最悪の策動です。

いま、申告相談の時期であることから、会員の不安が増大しています。「確定申告の相談ができなくなったら、どうすればよいのか」「非常に困る。自分ひとりでは無理だ」「相談することがどうして悪いのか」「国が国民を統制する方向に動いている」との声を上げています。

いま私たちができることは、税務相談停止命令制度に反対する世論をつくり、政府に創設を断念させることです。署名を大きく広げましょう。そして、3月13日(月)の「3・13重税反対長岡集会」に参加し、ともに税務相談停止命令制度の創設に反対する大きな声を上げましょう。仲間同士、誘い合って参加してください。



昨年12/1以降にコロナ陽性が判明した場合  
共済入院見舞金請求の添付書類について  
全商連共済会は、共済会加入者がコロナ陽性となった場合、入院はもちろん、自宅療養も入院見舞金支払いの対象としていません。

昨年12月1日以降に、検査キットまたは医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することができる書類の添付が必要となります。

国・県が定めている療養期間は、発熱など発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日を1日目として数える7日間です。

### 自宅療養期間が7日間（規定日数）の場合

①陽性者登録・フォローアップセンター、MYHERSYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー

### 自宅療養期間が8日間以上の場合

①陽性者登録・フォローアップセンター、MYHERSYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー

②7日間（規定日数）を超えて療養した理由を記した役員確認書

### 入院した場合

新型コロナウイルス以外の傷病で入院した場合と同様、病院の請求書または領収書を添付することにより請求可（75歳未満の加入者が31日以上入院した場合は、退院証明書または診断書の添付も必要です）

### 注意事項

コロナに感染したら、全県に設置された陽性者登録・フォローアップセンターに自ら登録することが求められています。右記のように、入院見舞金請求の際には書類添付が必要となるため、必ず登録してください。ご不明な点はお問い合わせください。